

文京区家計支援臨時給付金

(均等割のみ課税世帯追加給付)

のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を追加給付します。本給付金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**(受給は1世帯につき1回限り)

※当初給付(3万円)の対象でなかった世帯(令和5年6月2日以降転入世帯)は、1世帯あたり**10万円**

支給対象世帯および支給手続き

基準日(令和5年12月1日)において、
文京区に住民登録があり、

令和5年度住民税について

**「均等割のみ課税者からなる世帯」又は
「均等割のみ課税者と非課税者からなる世帯」**

※「世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている」世帯は対象外

① 支給通知書が届いた世帯

内容に誤りがないかご確認ください。
手続き不要で支給通知書記載の口座に
令和6年3月14日(木)頃お振込みします。

※支給要件に該当しない場合はコールセンターまで
お申し出ください。

② 確認書が届いた世帯

内容をご確認の上、**お早めに返送して
ください。**

【返送期限】

令和6年5月31日(金) [予定*]

*予算の繰越が議決された場合の期限です

※支給手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

支給手続き

① 支給通知書が届いた世帯

- 記載内容をご確認ください。手続き不要でお振り込みします。
- 振込口座を変更する場合、受給を辞退する場合または下記の対象外世帯に該当する場合は、**令和6年3月4日(月)まで**に文京区家計支援臨時給付金コールセンターまでご連絡ください。

以下に該当する世帯は対象外です。速やかにコールセンターまでお申し出ください(区ホームページからオンライン手続き可)。

- 世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている
 - 例1 親(課税)に扶養されている一人暮らしの学生(非課税)
 - 例2 子(課税)に扶養されている親(非課税)の世帯
 - 例3 単身赴任などで別住所にいる配偶者(課税)に扶養されている家族(非課税)
- 世帯の中に住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者がいる

② 確認書が届いた世帯

- 手続きが必要です。

令和6年5月31日(金)まで*に

電子申請または支給要件確認書をご返送ください。

*予算の繰越が議決された場合の期限です。



文京区家計支援臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

文京区家計支援臨時給付金コールセンター

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

☎ 0120-367-531

受付時間 平日午前9時～午後5時

文京区家計支援臨時給付金窓口

文京シビックセンター5階
区民会議室B

受付時間 平日午前9時～午後5時

※本給付金の制度概要
及び受給辞退の
オンライン手続きは
こちらから



▲区ホームページ